

# 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会委託業務監督事務取扱要領

制定 2023 年 12 月 14 日

## (趣旨)

第 1 条 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）が発注する委託業務の監督事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (用語の意義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託業務担当部長 協会において委託業務を監督する部の長又はこれに準ずる職にある者をいう。
- (2) 監督員 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会契約規程（以下「契約規程」という。）第 27 条第 1 項の規定による監督職員等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要領における用語の意義は、契約規程の例による。

## (事務総長が別に定める役務の提供に係る契約)

第 3 条 契約規程第 27 条第 1 項の契約とは、契約の性質上、契約の履行の完了前に監督職員等による監督をしなければ契約の適正な履行を確保できないおそれがあると認められる契約をいう。

## (監督員の一般的職務等)

第 4 条 前条に定める契約には、監督員として、委託業務担当部に総括監督員、主任監督員及び担当監督員を置く。

2 総括監督員は、委託業務を監督する課の長又はこれに準ずる職にある者をもって充て、次の職務を担当する。

- (1) 契約の履行についての契約の相手方に対する指示、承諾及び協議（以下「指示等」という。）に関すること（重要なものに限る。）。)
- (2) 関連する複数の委託業務に係る工程等の調整に関すること（重要なものに限る。）。)
- (3) 主任監督員及び担当監督員に対する指揮監督に関すること。

3 主任監督員は、委託業務を監督する係の長又はこれに準ずる職にある者をもって充て、次の職務を担当する。

- (1) 契約の履行についての契約の相手方に対する指示等に関すること（前項第 1 号及び次項第 1 号に該当するものを除く。）。)

- (2) 関連する複数の委託業務に係る工程等の調整に関すること(前項第2号及び次項第2号に該当するものを除く。)
  - (3) 担当監督員に対する指揮監督に関すること。
- 4 担当監督員は、委託業務担当部において委託業務担当部長の任命する職員又は事務総長から監督の委託を受けた者をもって充て、次の職務を担当する。
- (1) 契約の履行についての契約の相手方に対する指示等に関すること(軽易なものに限る。)
  - (2) 関連する複数の委託業務に係る工程等の調整に関すること(軽易なものに限る。)
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、契約の履行状況の検査に関すること。
- 5 総括監督員は、監督員としての職務のほか、主任監督員及び担当監督員の監督事務の遂行について調整を図り、必要に応じて監督員を代表する。
- 6 第1項の規定にかかわらず、委託業務担当部長が必要ないと認めるときは、主任監督員又は担当監督員のいずれか1人を置かないことができる。この場合において、主任監督員を置かないときの総括監督員は主任監督員の職務を、担当監督員を置かないときの主任監督員は担当監督員の職務をそれぞれ担当するものとして、この要領の規定を適用する。
- 7 第2項の規定にかかわらず、委託業務担当部長が特別の必要があると認めるときは、自らを総括監督員とすることができる。

#### (監督員の任命)

第5条 委託業務担当部の監督員は、委託業務担当部長が任命する。

- 2 前項の規定による監督員の任命は、書面により行う。監督員を変更する場合も、同様とする。
- 3 委託業務担当部長は、第1項の規定により監督員を任命したときは、書面をもって、その旨を契約の相手方に通知しなければならない。
- 4 委託業務担当部長は、1の委託業務について主任監督員又は担当監督員をそれぞれ2人以上任命し、監督事務を分担させる場合には、その分担させる内容を定めなければならない。

#### (履行の管理の状況の報告)

第6条 担当監督員は、必要に応じ、契約の履行の管理の状況について、主任監督員に報告しなければならない。

- 2 主任監督員は、前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

#### (委託業務の促進)

第7条 担当監督員は、必要に応じて委託業務の進捗状況を工程表と照合し、委託業務の促進について契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

- 2 担当監督員は、委託業務が遅延するおそれがあると認めるときは、主任監督員に報告するとともに、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。
- 3 担当監督員は、天災その他事故によって委託業務の進捗が妨げられたときは、主任監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 主任監督員は、第2項の報告があったとき、又は前項の指示をしたときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第8条 担当監督員は、災害の防止その他契約の履行上緊急やむを得ず臨機の措置をとらせる必要があると認めるときは、主任監督員に報告してその指示を受け、契約の相手方にその措置について指示をしなければならない。ただし、急迫の事情がある場合でそのいとまがないときは、自らの判断で指示し、直ちにそのてんまつを主任監督員に報告しなければならない。

- 2 担当監督員は、契約の相手方から災害の防止その他契約の履行上急迫の事情があると判断してとった措置についてその旨通知を受けたときは、意見を付して主任監督員に報告しなければならない。
- 3 主任監督員は、第1項の指示をしたとき、又は前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(契約の履行の際の立会いその他の方法による確認等)

第9条 担当監督員は、契約規程に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するとき、立会いその他の方法によりその契約の履行を確認しなければならない。

- (1) 委託業務の内容により重要な契約の履行と認められるとき。
  - (2) 契約の履行の全部の完了後の検査が極めて困難であり、又は検査に多額の費用を要すると認められる契約の履行をするとき。
  - (3) 契約の履行期間と履行能力よりみてやり直しがきかないと判断したとき。
- 2 担当監督員は、前項の確認を行う場合は、その旨をあらかじめ契約の相手方に指示しておかなければならない。
  - 3 担当監督員は、契約の相手方が担当監督員の指示に反して第1項に規定する立会い若しくはその他の方法による確認を受けないで履行したときは、その実状を主任監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
  - 4 主任監督員は、前項の指示をしたときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(修補の指示)

第 10 条 委託業務担当部の監督員は、契約の履行が設計図書に適合しないと認めるときは、契約の相手方に対し、修補を指示しなければならない。

(設計図書に明記されない場合の措置等)

第 11 条 担当監督員は、契約の相手方から次の各号のいずれかに該当し、その確認を求められたとき、又は自ら次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、主任監督員に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、その事実が軽微なものについては自らの判断でその措置を契約の相手方に指示し、その旨を主任監督員に報告しなければならない。

- (1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤びゅう又は脱漏があることを含む。）。
- (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、契約の履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
- (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

(監督員による指示の方法)

第 12 条 監督員は、この要領に基づいて契約の相手方に対して必要な指示をするときは、書面により行わなければならない。

(監督の記録)

第 13 条 監督員は、第 7 条から前条までの規定により行った措置、指示その他の事項を書面に記録しなければならない。

(この要領の適用等)

第 14 条 委託業務担当部長が、あらかじめ委託業務の内容又は契約金額を考慮して認めた委託業務の監督については、この要領に定める監督事務の一部を省略し、又は別に委託業務担当部長が定める監督事務の方法によることができる。